

令和 6 年 2 月 28 日
中国四国管区行政評価局

農地相続時の届出促進のための制度周知 —行政改善推進会議の意見を踏まえて中国四国農政局にあっせん—

総務省中国四国管区行政評価局（局長：高田義久）は、農地を相続した際に農業委員会への届出が必要であることを教えてほしかったとの行政相談を受け、民間有識者を構成員とする「行政改善推進会議」（座長：片木晴彦広島大学大学院人間社会科学研究科名誉教授）において検討した結果、同会議の意見を踏まえ、本日、中国四国農政局にあっせんしました。

○ 農地相続時の届出促進のための制度周知

詳細は、別紙をご参照ください。

※ 別紙については中国四国管区行政評価局ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku_suishin.html)

に掲載（本日 14 時目途）します。



総務省行政相談センター

まぐみみ広島

（連絡先）

首席行政相談官 ^{あずま} 東 武志

電 話：082-228-6174

E-mail：cgk32@soumu.go.jp

農地相続時の届出促進のための制度周知

－行政改善推進会議の意見を踏まえて中国四国農政局にあっせん－

相談
制度

- ◇会社員であった亡父名義の農地等の相続登記を自分で行った。
- ◇職場の同僚から聞くまで、農地を相続した場合には市町村農業委員会への届出が必要であることを知らなかった。
- ◇市役所で父の死亡届を提出した際や、法務局で相続登記をした際に、当該届出も必要であることを教えてほしかった。
- ◇農地を相続した場合は、市町村農業委員会に届出を行うことが義務付け（農地法第3条の3）
- ◇農林水産省は、市町村が遺族に配布する死亡関連届出一覧に、農地相続時の届出を含める等の措置を講ずるよう通知

農地所有世帯数は、
全国で約325万戸
中国地方で約32万戸
⇒国民の一定数に影響

届出件数の割合が多い市では、死亡関連届出一覧に当該届出を掲載することに加え、死亡関連手続のワンストップ窓口等において、当該届出が必要な者（農地を所有していた死亡者の遺族）に同届出が必要であることを個別に案内していることが判明

主な調査結果

区分	A市	B市	C市	D市	E市	F市
届出件数の割合(注)	2.5%	1.8%	1.9%	1.4%	4.8%	6.4%
①死亡関連届出一覧への掲載	×	×	○	○	○	○
②ワンストップ窓口等における個別の案内	×	×	×	×	○	○
③農地利用状況調査時の個別の案内	×	×	×	×	×	○

届出件数の割合が多いE市・F市は死亡関連手続のワンストップ窓口等で、農地相続時の届出が必要な者（農地を所有していた死亡者の遺族）に個別に案内

特にF市は、農業委員会が毎年1回実施する農地利用状況調査の機会を利用して、農業委員等に可能な範囲で個別に届出を呼び掛けるよう依頼

法務局における周知（チラシの備付け等）について、
広島法務局：協力することは可能
調査対象6市：当該届出の必要性に気付くきっかけになる

(注)届出件数の割合 = 届出件数 / 総農家数

行政改善推進会議の主な意見

- ◇ワンストップ窓口の形態は市町村によって異なるため、可能な範囲で個別に案内を行うよう促すことが望ましい。
- ◇農業委員等は、当該届出が必要な者に気付く場合があると考えられる。しかし、市町村農業委員会事務局は、既に農業委員等に様々な業務を依頼しているため、個別に案内を行うことについては、可能な範囲で協力を依頼するよう促すことが望ましい。

中国四国農政局へのあっせん

- ◇市町村農業委員会事務局に対し、以下の3点について促すこと
 - ①死亡関連届出一覧に農地相続時の届出について掲載すること
 - ②ワンストップ窓口等と連携し、可能な範囲で同窓口で個別に案内を行うこと
 - ③農業委員等に、農地利用状況調査等で農地相続時の届出が必要な者に気付いた際に個別に案内を行うことについて、可能な範囲で協力を依頼すること
- ◇管内の法務局等に対し、周知を行うことについて協力を求めること

農地相続時の届出促進のための制度周知

—行政改善推進会議の意見を踏まえて中国四国農政局にあっせん—

1 行政相談の内容

会社員であった亡父名義の農地等の相続登記を自分で行ったところ、職場の同僚から、農地の相続は登記とは別の手続が必要と聞き、市町村農業委員会への届出が必要であることを初めて知ったが、このことは多くの人が知らないのではないか。

市役所で父の死亡届を提出した際や、法務局で登記をした際に、農地の届出も必要であることを教えてほしかった。

2 制度の概要

- (1) 相続を契機として農地所有者が不在地主となるケースが多く、耕作放棄地の増加の原因となるなどの状況が生じていることなどから、平成21年の農地法改正により、農地を相続した場合は、遅滞なく、市町村農業委員会に届出を行うことが義務付けられ（農地法第3条の3）、届出を契機に、市町村農業委員会による、農地の適正・効率的な利用の措置が可能になった。
- (2) 農林水産省は、死亡届の提出先である市町村の戸籍担当と農業委員会が連携し、農地相続時の届出を死亡関連届出一覧（市町村が、死亡届を提出した遺族に配布するもの。）に含める等の措置を講ずるよう、平成23年に通知している。
- (3) 農地相続時の届出は、農家・非農家を問わず、農地を相続した者が届け出る必要がある。農地所有世帯数は、全国で約325万戸、中国地方で約32万戸（「2020年農林業センサス」（令和5年5月31日農林水産省））であり、国民の一定数に影響する制度と考えられる。

3 調査対象市町村の選定方法

中国地方5県において総農家数（注1）が多い市町村のうち、

- (1) 死亡関連届出一覧に農地相続時の届出を掲載していない2市（A市・B市）
- (2) 総農家数に対する届出件数（注2）の割合が最も少ない県内の、同割合が少ないほうから2市（C市・D市）
- (3) 総農家数に対する届出件数の割合が最も多い県内の、同割合が多いほうから2市（E市・F市）

（注）1 「2020年農林業センサス」による。

2 農地相続時の届出件数については、各県の数値は「令和2年農地の権利移動・借賃等調査」（令和5年2月15日農林水産省。調査の時期は令和2年1月1日から同年12月31日まで。）、各市の数値は当局の聴取結果（令和2年1月1日から同年12月31日までの届出件数を聴取）による。

4 当局の調査結果

届出件数の割合が多い市では、死亡関連届出一覧に農地相続時の届出を掲載することに加え、死亡関連手続のワンストップ窓口又は戸籍担当課等の窓口において、当該届出が必要な者（農地を所有していた死亡者の遺族）に対し、届出が必要であることを個別に案内していることが判明。

区分	A市	B市	C市	D市	E市	F市
届出件数の割合(注)	2.5%	1.8%	1.9%	1.4%	4.8%	6.4%
①死亡関連届出一覧への掲載	×	×	○	○	○	○
②ワンストップ窓口等における個別の案内	×	×	×	×	○	○
③農地利用状況調査時の個別の案内	×	×	×	×	×	○

(注)1 当局の調査結果による。

2 届出件数の割合＝届出件数/総農家数

【効果的な周知の取組状況】

① 死亡関連届出一覧への農地相続時の届出の掲載

掲載していない2市（A市・B市）は、農林水産省の通知を承知せず。死亡関連届出一覧の更新は負担なく対応可能としている。

② 死亡関連手続のワンストップ窓口等における個別の案内

届出件数の割合が多いE市・F市は、死亡関連手続のワンストップ窓口等において、農地相続時の届出が必要な者に、届出が必要であることを個別に案内。

一方、他の4市のうち、2市（A市・D市）はワンストップ窓口を設置しており、D市は、調整次第で導入可能としているが、A市は、ワンストップ窓口では、住民票や健康保険など、大半の遺族に共通する手続について対応する考えであるため、農地相続時の届出については対応困難としている。

③ 農地利用状況調査時における個別の案内

F市は、②の取組の一環で把握した情報を基に未届出者の一覧を整理し、農地利用状況調査（農業委員会が年に1回、遊休農地について調査するもの。）の際に、農業委員等に可能な範囲で未届出者に個別に届出を呼び掛けるよう依頼している。

一方、他の5市のうち、3市（A市・D市・E市）は、農業委員等が農地所有者の死亡に気付いた場合に案内することは依頼可能としているが、残る2市（B市・C市）は、農業委員等には既に様々な業務を依頼しており、さらに協力を依頼することは困難としている。

4 当局の調査結果（続き）

④ 法務局における農地相続時の届出の周知（チラシの備付け・掲示など）

- ・ 広島法務局：協力することは可能。
- ・ 調査対象6市：法務局でのチラシの備付け等により、相続人が農地相続時の届出の必要性に気付くきっかけになる。

5 行政改善推進会議の意見

市町村によって死亡関連手順ワンストップ窓口の形態が異なることから、市町村農業委員会事務局に対し、当該市町村の死亡関連手順ワンストップ窓口等と連携し、同窓口の形態に応じて可能な範囲で農地相続時の届出が必要な者に個別に案内を行うよう促すことが望ましい。

農業委員等による農地利用状況調査等の業務の際に農地相続時の届出が必要な者に気付く場合があると考えられる。しかし、市町村農業委員会事務局は、既に農業委員等に様々な業務を依頼している。このため、市町村農業委員会事務局に対し、農業委員等に、農地相続時の届出が必要な者に気付いた際に個別に案内を行うことについて、可能な範囲で協力を依頼するよう促すことが望ましい。

6 中国四国農政局へのあっせん

- ① 死亡関連届出一覧に農地相続時の届出について未掲載の市町村があることから、市町村農業委員会事務局に対し、「市町村に対する農地の相続時の届出制度の周知徹底について」(平成23年9月13日付け23経営第1771号)の趣旨を再度周知し、市町村の戸籍担当と連携し、同一覧に当該届出を掲載するよう促すこと
- ② ①に加えて、市町村の中には、死亡関連手順のワンストップ窓口又は戸籍担当課等の窓口で農地相続時の届出が必要な者への個別の案内を行うことで届出につなげている例があることから、市町村農業委員会事務局に対して、当該例を紹介した上で、同市町村のワンストップ窓口又は戸籍担当課等の窓口と連携し、各窓口の形態に応じて可能な範囲で当該届出が必要な者に個別に案内を行うよう促すこと
- ③ さらに、農業委員会が実施する利用状況調査の機会を捉え、農地相続時の届出が必要な者への個別の案内を行うことで届出につなげている例があることから、市町村農業委員会事務局に対して、当該例を紹介した上で、農業委員等に、利用状況調査等の業務の際に当該届出が必要な者に気付いた場合に個別に案内を行うことについて、可能な範囲で協力を依頼するよう促すこと
- ④ 管内の法務局及び地方法務局に対し、農地相続時の届出に関するチラシ等を登記所に備え付ける、又は掲示することにより周知を行うことについて協力を求めること